

# 町村週報

(町村の購読料は会費)  
の中に含まれております)

## 3174号

毎週月曜日発行

発行所 全国町村会 〒100-0014 東京都千代田区永田町1丁目11番35号：電話03-3581-0486 FAX03-3580-5955

発行人 武居丈二：定価1部40円・年間1,500円(税、送料含む) 振替口座00110-8-47697

<http://www.zck.or.jp>



白駒池の星空(長野県佐久穂町)

### もくじ

● 随 ● 情 ● 政 ● 情 ● 活

想 報 策 報 動

- 新型コロナウイルスの全国的な感染急拡大への対応に関する緊急要望を実施……(2)
- 新任都道府県町村会長の略歴……(3)
- 鳥獣被害防止特措法の一部を改正する法律の概要……(4)
- 町村ご当地キャラじまん……(8)
- 持続可能な町づくり挑戦……(10)
- 徳島県上勝町長 花本 靖……(10)

### コラム

## コロナ後を自給力で乗り越えよう!

民俗研究家 結城 登美雄

地震・台風・土砂崩れ……。全国各地で起きる自然災害のすさまじさ。とてつもない被害と犠牲。加えてコロナ禍に支配されて展望の見えない日本と世界。私たちの社会はどのようなのか。ちゃんとやっていけるのか。もちろん場当たりの政治ではこの事態に対応できません。経済中心で進んできた日本社会が苦しんでいる。どうしたらよいのか? なんとかならないか! しかし、少しも展望が見えてこない。そんな最中の今月初め、敬愛する経済評論家・内橋克人さんの死の知らせが届いた。89歳だった。内橋さんとは深い縁ではないが、地域づくりや地方のありようについて多大な学びとヒントを示していただいた。これだけ現場に足を運び、その土地に生き暮らす人々の悩みや願いに耳を傾けた人は少なく、それゆえ説得力があった。私にはそのひとつひとつが内橋さんの遺言のように思える。

市場原理主義に翻弄されている世の中に向けて内橋さんが主張したのは、例えば「FEC自給圏構想」である。弱肉強食の新自由主義が地域社会の衰退や貧困、さらには社会の分断をもたらしていることに警鐘を鳴らし続け、人と人が共生する経済への転換を訴えてきた。「FEC自給圏」とは、人間が生きていくうえで必要かつ大切なものは市場や海外に頼るのではなく、自分が暮らす地域でつくり出せる力をもつことである。その3つのテーマは、F(Foods 食糧)、E(Energy 自然エネルギー)、C(Care 医療・介護・福祉)を自給することが、「コミュニティを強化し、地域が自立することにつながる」という地域づくりの基本の追求である。私個人としてはF(食糧)の自給が気になる。日本の食料自給率は38%。6割以上を海外に依存してやっていけるのか。身近に食を支える生産者がいてくれること。それが地域で暮らす「安全・安心」の根本である。各自治体とそこを生きる住民の連携による多様な自給力のアップが求められている。

活 動

**全国町村会**

**新型コロナウイルスの全国的な感染急拡大への対応に関する緊急要望を実施**

■内閣府



▲坂本大臣(左)に要請する荒木会長(右)

全国町村会は、「全国的な感染急拡大への対応に関する緊急要望(別添参照)をとりまとめ、9月8日、9日、荒木泰臣会長(熊本県嘉島町長)が坂本哲志地方創生担当大臣、大島一博厚生労働省大臣官房長に対して要請活動を行った。

また、15日には西村康稔経済再生担当大臣とWeb会議形式による要請を行った。西村大臣は「町村部は医療体制が脆弱なところもあるた



▲西村大臣(右)に要請

め、広域での連携等必要な対策を支援していきたい。また、国・県・市町村間での情報共有にもしっかりと努めたい」等の発言があった。

緊急要望では、①医療体制の整備、②臨時の医療施設の設定などの病床の確保、③ワクチン接種の推進、④子どもへの感染防止対策、⑤「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」の拡充等を求めている。

■厚生労働省



▲大島大臣官房長(左)に要請

新型コロナウイルス感染症は、緊急事態措置や重点措置の継続、対象地域の拡大にもかかわらず、全国的にほぼ全ての地域でこれまでに経験したことのない、制御不能な災害レベルでの感染拡大が猛威を振るっている。大都市地域のみならず地方部における感染者の急増とそれに伴う重症

全国的な感染急拡大への対応に関する緊急要望

- 者数の増加は、医療体制の脆弱な町村において、医療崩壊に直結するおそれがあり、また、自宅療養患者の急変時等に備える救急搬送対応の限界など、このままの状態が続けば、救える命が救えないという危機的な事態になりかねない。
- また、経済活動への影響も事態の長期化に伴い深刻度を増しており、継続的かつ広範な支援の実施が急務となっている。
- このような中で、我々町村は、住民の命と健康を守り、安全・安心な暮らしを取り戻すため、ワクチン接種をはじめとしたあらゆる感染防止対策に全力で取り組んでいるところである。
- 国においては、現下の極めて深刻かつ危機的な状況を打開し、一日も早い感染収束に向け、総力を挙げて以下の事項の実現を図りたい。
1. 地域における医療提供体制が危機的状况に陥ることを回避するため、必要となる医療従事者の確保をはじめ、医療機器等の適切な配備を図ること。
  2. 自宅療養患者が急増している実態を踏まえ、臨時の医療施設の設置なども含め病床を万全に確保す

活 動

- 3. 全国の町村がワクチン接種を円滑かつ迅速に実施できるよう、希望する量のワクチンを必要な時期に確実に供給するとともに、具体的な供給スケジュールや配分量等を明確に示すこと。
- また、ワクチンの効果・必要性及び副反応に関する正確な情報を接種が進んでいない若い世代をはじめ全ての国民にわかりやすく周知するなど、引き続き情報発信を強化すること。
- 4. 変異株も含めた感染拡大を防ぐため、PCR検査や抗原検査等の検査体制を拡充するとともに、国の責任において、治療薬や国産ワクチンの早期開発に対する支援を強化すること。
- 5. 子どもへの感染が拡大している状況を踏まえ、小中学校等への抗

【住所】海部郡美波町赤松字日浦60  
12  
【町村長としての当選回数】4回



**新任都道府県町村会長の略歴**  
徳島県町村会は今和3年8月20日の定例会で次の通り会長を選出した。（8月21日就任）  
**影治 信良**（かげじ のぶよし）  
徳島県町村会会長  
海部郡美波町長  
昭和30年12月17日生

原簡易キットの早急な配布など、学校現場における感染防止対策を徹底強化するための支援を行うこと。  
また、夏休みの延長やオンライン授業に切り替えられた際も全ての児童生徒の学びを保障するため、家庭学習時の通信費について補助を行う等、学習支援を充実すること。

6. 感染拡大の防止対策を一層進め、雇用の維持や経済活動の回復を図るため、町村が迅速かつ機動的に対策を講じることができるよう、予備費の活用や新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の拡充を含め追加経済対策等による大胆かつ切れ目のない万全の対策を講じること。

令和3年9月8日  
全国町村会長 荒木 泰臣

【町村長に就任するまでの経歴】  
昭和53年11月日和佐町役場入職  
平成17年10月同総務課長  
平成18年3月美波町総務課長  
平成19年8月同総務企画課長  
平成21年8月美波町長

【町村会関係の経歴】  
平成25年8月21日〜平成27年8月20日徳島県町村会監事  
平成27年8月21日〜平成29年8月20日徳島県町村会副会長

【主な業績】  
▽サテライトオフィス誘致（累計23社）  
▽デュアルスクールの実施（全国初）  
▽美波病院建設  
▽医療保健センター建設  
▽津波避難タワー建設（2基）  
▽南海トラフ地震津波対策高台整備事業（進行中）

【趣味】山歩き・旅  
【家族】妻・母

# 車両共済(保険)のご案内

この車両共済(保険)は、町村生協の自動車共済で補償する対人賠償、対物賠償、限定搭乗者傷害等に加え「**ご自身のおクルマの補償(車両保険)**」を追加する制度です。お車が衝突した場合や台風・いたずら・盗難など偶然な事故で損害を被ったときに、共済(保険)金をお支払いします。

●お見積りのご請求・お申込み・お問い合わせなどは、下記までご連絡ください●

株式会社 千里 (取扱代理店)  
〒100-0014 東京都千代田区永田町1-11-32 全国町村会館西館内  
●ホームページアドレス <http://www.chisato-ag.co.jp> TEL 0120-731-087 FAX 03-3519-7325

お電話の際には、車検証をお手元にご用意ください  
(受付時間：祝日、年末年始を除く月～金 午前9時30分～午後5時)

●「車両共済(保険)制度」は、全国町村職員生活協同組合と損害保険ジャパン株式会社とが集団扱契約を締結し、実施しているものです。  
●集団扱としてご契約いただけるのは、保険契約者および被保険者が損保ジャパンの定める条件を満たす場合のみとなります。  
このご案内は概要を説明したものです。詳細については、取扱代理店(千里)までお問い合わせください。

〈車両保険引受保険会社〉損害保険ジャパン株式会社

SJ21-00628 (2021.4.19作成)

# 鳥獣被害防止特措法の一部を改正する法律の概要

## 農林水産省 農村振興局 鳥獣対策・農村環境課

### 1 はじめに

近年、シカやイノシシなどの野生鳥獣による農林水産業等への被害が全国各地で深刻化・広域化しており、中山間地域に限らず、平野部や市街地にまで被害の範囲が及んでいる。このような状況を踏まえ、平成19年12月に「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」（以下、「鳥獣被害防止特措法」という。）が議員立法により制定され、市町村、関係機関及び農林漁業者等が中心となって取り組むさまざまな被害防止の取組について総合的に支援する枠組みが整備された。

鳥獣被害防止特措法の制定時からの支援としては、市町村の被害防止計画に基づく取組に対する、①特別交付税の拡充や補助事業による「財政支援」、②都道府県が有する鳥獣の捕獲許可権限の市町村への「権限移譲」、③鳥獣被害対策実施隊の設置による「人材確保」等がある。また、これまでの複数回の法改正において、被害対策の担い手の確保、捕獲の一層の推進及び捕獲鳥獣の利活用の推進等を図るための規定が盛り込まれてきたところである。

図1 鳥獣被害防止特措法の制定・改正の経緯

- 鳥獣被害の深刻化・広域化を踏まえ、平成19年12月に鳥獣被害防止特措法（議員立法）が全会一致で成立。
- 被害対策の担い手の確保、捕獲の一層の推進、捕獲鳥獣の利活用の推進等を図るため、平成24年、26年、28年及び令和3年に改正。

<p><b>H19(制定)</b></p>	<p>○現場に最も近い行政機関である市町村が、策定した被害防止計画に基づき、総合的な取組を行うことに対して支援すること等</p> <p>【主な支援措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・財政支援： 特別交付税の拡充（交付率0.5→0.8）、補助事業による支援など、必要な財政上の措置が講じられる。</li> <li>・権限委譲： 市町村が希望する場合、都道府県から被害防止のための鳥獣の捕獲許可の権限が委譲される。</li> <li>・人材確保： 鳥獣被害対策実施隊を設置することができ、捕獲隊員には狩猟税の軽減措置等の措置が講じられる。</li> </ul>
<p><b>H24(改正)</b></p>	<p>一定の要件を満たす場合、①鳥獣被害対策実施隊員については『<b>当分の間</b>』</p> <p>②鳥獣被害対策実施隊員以外の者で被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事する者については『<b>平成26年12月3日までの間</b>』銃刀法に基づく猟銃の所持許可の更新時等における技能講習を免除する規定を追加。</p>
<p><b>H26(改正)</b></p>	<p>○銃刀法に基づく技能講習を一部免除する規定について『<b>平成28年12月3日までの間</b>』に2年間延長。</p>
<p><b>H28(改正)</b></p>	<p>○銃刀法に基づく技能講習を一部免除する規定について『<b>平成33年12月3日までの間</b>』に5年間延長。</p> <p>○鳥獣被害対策実施隊の設置促進・体制強化に係る規定を新設。</p> <p>○目的規定に捕獲した鳥獣の食品としての利用等を明記する等、食品としての利用等を推進するための規定を新設。</p>
<p><b>R3(改正)</b></p>	<p>○銃刀法に基づく技能講習を一部免除する規定について『<b>令和9年4月15日までの間</b>』に5年間延長。</p> <p>○都道府県による県や市町村をまたいだ被害防止に関する措置に係る規定を追加。</p> <p>○捕獲した鳥獣の用途にペットフード、皮革を追加、ジビエ利用に係る衛生管理の高度化に係る規定を新設。</p> <p>○捕獲や有効利用に係る人材育成についての規定を追加。</p>

※ 法改正の内容等も踏まえ、農林水産大臣が基本指針を策定・改訂。

政 策

図2 鳥獣被害防止特措法の一部を改正する法律の概要

<b>改正の背景</b>	
鳥獣による農林水産業等に係る被害を防止するための施策を効果的に推進するため、令和3年6月に、議員立法により、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律の一部改正法案が提案され、全会一致により可決・成立。 <span style="float: right;">【令和3年6月16日公布】</span>	
<b>改正の概要</b>	
<b>1 銃刀法の特例の期限延長</b> <small>（制定附則第3条第2項）</small>	鳥獣被害対策実施隊員以外の猟銃を使用して被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者に対して銃刀法に基づく技能講習を免除する特例の期限（現行=令和3年12月3日）を令和9年4月15日まで延長
<b>2 対象鳥獣の捕獲等の強化</b>	<p><b>(1) 都道府県知事の被害防止に関する措置</b> <small>（第7条の2・第8）</small></p> <p>市町村の被害防止施策のみによっては十分な被害防止が困難である場合に市町村長の要請を受けた都道府県知事が講ずる措置について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・協議の場を設ける等により関係地方公共団体との連携を図る旨を明記</li> <li>・市町村相互間の連絡調整を明記</li> <li>・被害防止に関する個体数調整のための捕獲等ができるよう範囲を拡大</li> <li>・国は、都道府県知事が行う調査・措置に対し必要な財政上の措置講ずることを規定</li> </ul> <p><b>(2) 多様な人材の活用</b> <small>（第9条）</small></p> <p>市町村長は、鳥獣被害対策実施隊員の任命の際に意欲と能力を有する多様な人材の活用に配慮することを規定</p> <p><b>(3) 技術開発の成果の普及</b> <small>（第14条）</small></p> <p>国等は、捕獲等の技術の高度化等のための技術開発の成果を普及することを規定</p>
<b>3 捕獲等をした鳥獣の適正な処理・有効利用のための措置の拡充</b>	<p><b>(1) 適正な処理のための措置</b> <small>（第10条）</small></p> <p>国等は、効率的な処理方法に関する情報の収集・提供等の措置を講ずることを明記</p> <p><b>(2) 有効利用のための措置</b> <small>（第4条第2項第8号・第10条の2）</small></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用方法として愛玩動物用飼料（ペットフード）・皮革を明記</li> <li>・国等は、ジビエとしての加工・流通・販売における衛生管理の高度化の促進に努めなければならないことを規定</li> <li>・国等は、加工施設や搬入用設備・資材の整備充実のための措置を講ずることを明記</li> <li>・国による連携強化の対象となる関係者として加工・流通・販売事業者を明記</li> </ul>
<b>4 人材育成の充実強化</b> <small>（第15条）</small>	国等が実施する人材育成に係る措置について、鳥獣の捕獲等*について専門的な知識経験を有する者の育成を明記するとともに、関係機関及び関係団体と連携した体系的な研修の実施を例示（※食品・ペットフード・皮革としての利用等に適した方法によるものを含む。）

施行期日：公布日から3月以内の政令で定める日

であった期限が延長されている。

また、過去の改正においては、対策の推進に必要な事項について規定の追加等が行われており、例えば、平成28年の改正では、捕獲した鳥獣の有効活用を進めるため、鳥獣の食品としての利用（ジビエ利用）が目的規定に盛り込まれた。

今回の令和3年改正においても、先述の銃刀法に基づく技能講習の一部免除の期限延長に加え、対象鳥獣の捕獲等の強化や、捕獲鳥獣の適正な処理・有効利用のための措置の拡充、人材育成の充実強化についても、新たに規定が盛り込まれたものである。

先述のとおり、実施隊員以外の者に対する、銃刀法に基づく技能講習の一部免除措置については、令和3年12月3日までの期限であったが、この期限が令和9年4月15日まで延長された。なお、4月まで延長された背景としては、狩猟期間の半ばに期限が来ることを回避する目的がある。

**(2) 対象鳥獣の捕獲等の強化**  
① 都道府県知事の被害防止に関する措置（法第7条の2、第8条）

近年、鳥獣被害防止特措法に基づき、鳥獣の捕獲許可の市町村への権限委譲が進んだことから、鳥獣の捕獲全体においても、市町村の占める役割が大きくなっている。一方、鳥獣は市町村を跨いで移動するなど、単独の市町村では対策が難しく、広域的な対策が必要との声も根強かったところである。

今回の法改正においては、広域的な対策の必要性を踏まえ、市町村長の要請に基づき、都道府県知事が、協議の場等を設けて自治体間の連携を図るとともに、都道府県が関係市町村の連絡調整を主導して行う捕獲

2 法改正の背景

鳥獣被害防止特措法は、平成19年の制定以降、本年6月の改正以前に、平成24年、26年及び28年に改正され

3 令和3年6月の法改正の概要

以下では、法改正の具体的な内容

本稿では、鳥獣被害防止特措法の改正の背景について概観するとともに、今回の令和3年6月に行われた改正内容について、項目ごとに紹介する。

平成24年の改正においては、銃刀法に基づく技能講習の一部免除の規定が盛り込まれた。鳥獣被害対策実施隊の隊員については、当分の間の措置とされたが、それ以外の捕獲活動への協力者については、2年間の期限付きの措置となっていた。このため、過去の法改正では、後者の規定の延長が行われており、今回の改正においても、令和3年12月3日ま

年の改正においても、先述の銃刀法に基づく技能講習の一部免除の期限延長に加え、対象鳥獣の捕獲等の強化や、捕獲鳥獣の適正な処理・有効利用のための措置の拡充、人材育成の充実強化についても、新たに規定が盛り込まれたものである。

政 策

図3 被害防止計画策定市町村数・実施隊設置市町村数の推移



また、国としても、これらの都道府県知事が行う取組について、必要な財政上の措置を講ずるものとされ加された。

や、都道府県自らが行う広域的な捕獲に努めなければならないことが追加された。

この際、市町村が都道府県に対して要請するには、市町村における被害対策では対応が困難であることが前提となることに留意が必要であり、市町村においても、これまでの被害対策に加え、管内の被害や対策の状況を的確に把握し、地域の課題を分析する取組が一層重要となる。

②鳥獣被害対策実施隊における多様な人材の活用への配慮(法第9条)

地域の鳥獣対策の中心となる鳥獣被害対策実施隊については、令和2年4月時点で1,218市町村において設置されているが、市町村職員のみで構成されており民間隊員がない場合や、捕獲の有資格者がいない実施隊等も存在しており、今後の体制の強化が課題となっている。

また、地域によっては、条例等により、実施隊員が市町村職員や管内の猟友会員に限定されている例もある。

こつした状況を踏まえ、市町村長が、鳥獣被害対策実施隊員について、意欲及び能力を有する多様な人材の活用配慮して任命することとされた。

今後、各市町村において、農林漁業者や関係団体職員、地域住民の方等、多様な主体の対策への参画を促し、実施隊の機能強化を進めていくことが期待される。

③捕獲等の技術の高度化等のための技術開発の成果の普及(法第14条)

被害防止対策の担い手の減少・高齢化が進展する中、被害防止活動の省力化や効率化のための新しい技術の普及を図っていくことが必要となっている。特に、情報通信技術を活用したわなや、センサーを用いた鳥獣の監視技術等について、現場での活用事例が蓄積しつつある。

こつした状況を踏まえ、国及び都道府県は、捕獲等の技術の高度化等のための技術開発の推進に加えて、その成果の普及を行うこととされた。

(3)捕獲等をした鳥獣の適正な処理・有効利用のための措置の拡充

①適正な処理のための措置(法第10条)

捕獲者の高齢化、地域的な捕獲の増加等により捕獲した個体の処理作業が負担となっている地域がある。一方、近年、近隣市町村が連携した広域的な処理や、減容化施設の整備等による効率的な処理について、取組事例が蓄積しつつあるところである。

こつした状況を踏まえ、国

図4 ジビエ利用量及び内訳の推移



〔出典〕野生鳥獣資源利用実態調査

及び都道府県は、捕獲鳥獣の適正な処理を図るため、効率的な処理方法に関する情報の収集及び提供を行うこととされた。

②愛玩動物用飼料、皮革等としての利用の推進(法第4条第2項第8号、法第10条の2)

捕獲された鳥獣の利用量は増加傾向にあり直近で年間2,000トンを超えているが、特に、愛玩動物用飼料(ペットフード)としての利用はその伸びが大きく、平成28年度から令和元年度の3年間で利用量が3

政 策

倍以上増加し、野生鳥獣の利用量の約1/4を占めるまでになっている。また、皮や骨を加工して製品化する取組や、動物園での利用の取組事例も見られるなど、多様な用途での利用が進みつつある。

こうした状況を踏まえ、捕獲鳥獣の利用方法として、愛玩動物用飼料及び皮革等が明記された。

③衛生管理の高度化の促進（法第10条の2）

野生鳥獣の食肉利用を図る上で、安全性の確保が最も重要な課題であり、処理加工施設において、厚生労働省が策定した野生鳥獣肉の衛生管理に関する指針等の遵守を進めていくことが必要である。

国としても、平成30年度から国産ジビエ認証制度を開始し、普及に努めている。

また、令和3年6月に改正食品衛生法が完全施行され、HACCPが義務化されたことも踏まえ、衛生管理の高度化に努めていくことが必要である。

こうした状況を踏まえ、国及び地方公共団体は、当該対象鳥獣の食品としての加工、流通及び販売における衛生管理の高度化の促進に努めなければならないものとされた。

④捕獲された個体の施設への搬入促

進・関係事業者による連携促進（法第10条の2）

野生鳥獣の利活用を本格的に推進させるため、捕獲した個体を積極的に処理加工施設に搬入する等、捕獲から利用までの連携推進が必要だが、現在、ジビエとして活用されるシカ、イノシシは、捕獲者による自家消費を除くと、捕獲される頭数全体の1割程度に留まっている。

また、施設で処理されたジビエの大部分は、直接取引や小規模な流通業者が個々の取引を取り次いでいる状況にある。

こうした状況を踏まえ、捕獲等した鳥獣の食品等としての加工に必要な施設並びに鳥獣の施設への搬入に必要な設備及び資材の整備充実を明記するとともに、加工、流通又は販売を行う事業者の連携を図ることが明記された。

(4)人材育成の充実強化（法第15条）

以上のような被害防止対策や有効活用について、推進を図っていくためには、専門的な知識や経験を有する人材の確保が必要であり、今後、人材の育成に一層注力していく必要がある。また、地域の高齢化や人口減少に対応するため、捕獲等の担い手の確保も急務である。

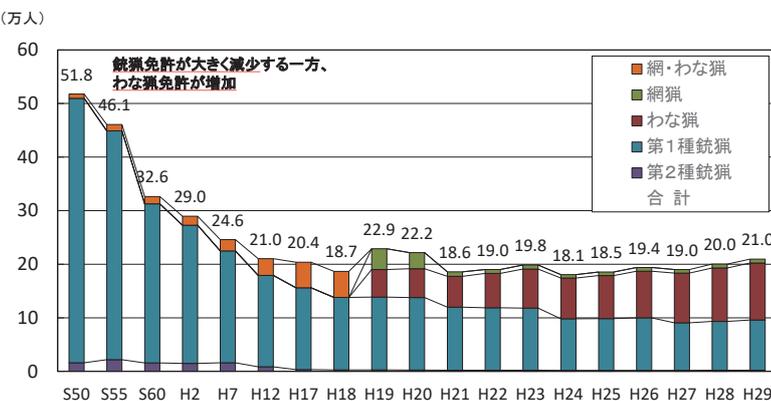
このためには、例えば、射撃場等

を活用した研修の推進や、猟友会等の関係団体と連携した捕獲者の体系的な育成制度が必要であるほか、地方自治体においても高度な被害対策の知識を有する人材の育成を進めることが重要である。

また、ジビエとしての利用に適した捕獲方法等、衛生管理の知識を有する捕獲者の育成も重要である。

こうした状況を踏まえ、鳥獣の捕獲等について専門的な知識経験を有する者の育成及び関係団体等と連携

図5 免許種別 狩猟免許所持者数の推移



（担当者）農林水産省 農村振興局 鳥獣対策・農村環境課 伊藤補佐（連絡先）  
03-6744-7642

全国町村会をはじめ、関係町村の皆様におかれては、今般の法改正を踏まえ、鳥獣被害対策の推進について、引き続き、ご理解・ご協力を賜れるようお願いしたい。

4 おわりに

鳥獣被害対策については、引き続き、農山漁村の生活に深刻な影響を与えており、都道府県、市町村、関係省庁が連携し、取組のより一層の強化を図っていく必要がある。

とりわけ、鳥獣被害防止特措法の改正において盛り込まれた都道府県による捕獲活動においては、都道府県と市町村の連携が重要であるほか、被害対策の体制構築や人材育成もその重要性を増しているところである。

# 町村

# ご当地キャラじまん

Vol.80

西ブロック

特産品だけじゃない！

文化・歴史を身にまとして観光大使！！

ご当地自慢の美味しいものや伝統行事を身にまとい、体を張ってPRしているご当地キャラたちを紹介するコーナーです。今回は、西ブロック（中国・四国・九州・沖縄）からピックアップ。



平成7年度に策定した第4次多度津町総合計画に示された、まちの将来像「瀬戸に開いた、住みよい心豊かな文化のまち・多度津」の創造をめざし、県内外の観光客に多度津町をPRするため、多くの人に愛されるマスコットキャラクターを作ろうと、多度津町観光協会が県内在住者を対象にデザインを募集しました。応募総数230点の中から、町内の名勝「県立桃陵公園」の桜をイメージした作品が選ばれ、愛称「さくらちゃん」は観光協会が命名。桜は町の木・町の花でもあり、かわいらしいデザインで、町民にも広く愛されています。「だごさくらまつり」や「だごつ夏まつり」など、町内のイベントはもちろん、町外のイベントにも積極的に参加。県内最古参のご当地キャラクターではありますが、いつまでも変わらない初々しい笑顔で町のPR活動をがんばっています。

さくらちゃん

多度津町マスコットキャラクター



1996年8月生まれ。動きはのんびりしていて、肌はとってもデリケート。熱いものやとがったものは嫌い。多度津駅でJR四国の観光列車「四国まんなか千年ものがたり」のお見送りもする。

香川県多度津町

上島町マスコットキャラクター  
かみりん



7月3日（ナミの日）生まれ。上島町内に古くから住んでいる海の神様で、代々町民を守ってくれている。でも、性格はきまぐれで、のんびり屋。趣味は魚釣りやサイクリング。冬の特産品で、タマガンゾウピラメを干した「デバウ」が大好物。

上島町合併10周年を記念して、観光振興、まちづくり、各種イベント等、さまざまな機会に使用できる、親しみやすく愛されるマスコットキャラクターを作ろうと、上島町商工会青年部がデザイン公募を企画し、誕生したのが「かみりん」です。海藻と桜の髪飾りをつけ、たてがみは穏やかな瀬戸内の海のさざ波を模していて、レモン&たまみ飴ストラップのついたみかんポシェットには、たくさんフレッシュな幸せが詰まっています。漁師や釣り人が「かみりん」に出会って大漁になるとの言い伝えがあるのだとか。ツイッターでは、「こりにん♪」の書き出しで、語尾に「〜りん」とつけながら、町の魅力や情報を発信中。愛くるしい笑顔で、町を見守りながら、町内外のイベントに参加するのどして、町のPR活動に励んでいます。

愛媛県上島町

とほっぴ

東峰村公認キャラクター



2017年12月29日生まれ。岩屋神社のご神体「宝珠石」の力によって、「ホタル」と名産「小石原焼」・「棚田」が一つになって誕生した妖精。田舎育ちで少し気の弱いところがあがるが、優しく、芯の強い頑張り屋さん。特技は居寝。

福岡県東峰村

2016年、福岡を拠点に活動していた男性アイドルグループ「10神ACTOR（テンジンアクター）」のメンバーが、テレビ番組の一企画で東峰村のご当地キャラクターをデザインすることになり、後に村公認キャラクターとなった「とほっぴ」。きれいな水に息を吐く「ホタル」をモチーフに、村特産の焼き物「小石原焼」の帽子をかぶり、その上に、先人から受け継がれてきた村の美しい「棚田」をイメージした稲をあしらっています。ご当地キャラクターのイベント等に参加することもありますが、日ごろは「村の顔」として、ツイッターで四季折々の村の様子や村の魅力を発信するなど、活躍中。これからも、さまざまな方法で、村の知名度アップやPRのために活動を続けます。

次回は、東ブロック（北海道・東北・関東）からご紹介します

## 情 報

## できるだけ早期の避難指示等の発令が住民の命を守ります 全国町村会「災害対策費用保険制度」をご活用ください

### 発生予測の難しい「線状降水帯」予防的な避難指示等の発令がカギ

近年、自然災害が増加し、本年も大雨による土砂災害や風水害等、全国各地で甚大な被害が発生しています。中でも、近年頻発する集中豪雨のほとんどは「線状降水帯」の発生によるものとされており、地球温暖化の影響により海に囲まれている日本では今後も発生頻度が多くなると予想されています。気象庁では6月から線状降水帯の有無を知らせる気象情報として「顕著な大雨に関する情報」を発表していますが、線状降水帯の発生予測は難しいとされており、住民の生命・身体の保護を図るためには、「できるだけ早期に避難指示等の発令」や「予防的な避難指示等の発令」が必要です。

災害が発生し、避難指示等を発令したものの災害救助法が適用されなかった場合、かかる費用はすべて町村の負担となります。自然災害の増加に伴い多くの避難指示等の発令がされていますが、現状、発令の9割以上（令和2年度末時点過去6年間）が災害救助法の適用に至っておらず、ほとんどの災害においてかかる費用が町村の負担となっています。

### 本保険加入で「空振りをおそれない避難指示等の発令」「財政負担軽減」を

災害時に避難指示等を発令しても、大きな被害が生じず「空振り」に終わってしまうリスクや、空振りが続くことによる住民の避難率の低下、避難所の開設等にかかる財政的負担等、様々な要因により自治体が発令を躊躇してしまうケースがあります。しかし、内閣府は「空振りをおそれず避難指示等を発令」することを推奨しており、自然災害が毎年のように発生する現状では、今後ますます発令数が増加していくことが考えられます。

災害対策費用保険制度は、自然災害またはそのおそれが発生し、町村等が避難指示、高齢者等避難を発令したことにより、応急救助を行うために発生する町村負担の費用の一部を保険金として支払う保険制度です。（ただし、災害救助法の適用を受けた災害を除きます。）保険料は普通交付税措置されていますので、町村の財政負担を軽減しつつ住民の命を守る一助として、ぜひこの保険制度をご活用ください。

#### 大雨による避難勧告等の事例

##### 概要／平成30年度発生（九州）

平成30年7月豪雨により、大雨警報が発令されたため、「避難準備・高齢者等避難開始」を発令した。その後雨が強くなり、大雨特別警報が発令されたため、「避難勧告」を発令した。約2日間発令し、避難所を14か所開設し、職員247名が対応し、約300名が避難した。

##### 保険金支払

毛布のレンタル代約6万円、備蓄食料代約10万円、飲料水代3万円、職員の超過勤務手当約900万円の合計約920万円の費用が発生。Bプランでの加入だったため、一事故支払限度額の300万円の保険金が支払われた。

#### 保険金支払実績

- ・制度発足から4年間で1,018件、約9億円の保険金をお支払い
- ・避難勧告・避難指示<sup>(※)</sup>1回あたり平均140万円をお支払い

(※) 令和3年5月20日より「避難指示」に一本化

補償内容等の詳細は「町村.com」掲載の手引きをご覧ください。

(<https://www.zck.or.jp/choson/>)

加入の申し込み、お問い合わせはお近くの都道府県町村会までご連絡ください。



はなもと やすし  
徳島県上勝町長 花 本 靖

## 随 想

### 持続可能な 町づくりに挑戦

上勝町は、徳島藩から徳島県となった時には11村で構成され、明治時代に4回の合併を経て2村となった後、昭和30年に2村が合併し町を発足しました。平成の合併時には3度隣接市町と検討を行いました。最終的には単独を選択し現在に至っています。

2級河川勝浦川の上流に位置し、徳島県中央やや南東寄りで東西19km、南北12kmにわたり、面積は109・63km<sup>2</sup>で約9割を山林が占めています。

ます。合併時に6、265人であった人口も現在では1、484人となり、町では全国で下から5番目、村を入れても65番目の人口の少ない自治体となっています。

私は昭和32年に上勝町で生まれ、上勝町で育ち、町職員を経て平成25年より町長となり現在3期目です。

幼少期には小学校5校、中学校2校ありましたが、現在は小中1校ずつです。小学校へは徒歩で、中学校は自転車通学しました。幼稚園はまだ無かったのですが、年度途中で保護者がお金を出し合い先生を雇う幼稚園に通いました。幼稚園は友達も多く、3時にはおやつもあり楽しんで通った事を覚えています。学校の前の旭川では、アメコヤ鮎マス、ウナギなど魚種も豊富で、夏休み等には友達と競争で漁をしたものです。当時の川には「チッコ」と呼ばれるカジカの仲間が沢山いましたが今はほとんど見かけなくなっています。野鳥も秋の田にはスズメが群れをなしていました。今はあまり見かけなくなり、代わりにカワウヤサギが多く見られるようになってきました。

町の産業においても、当時は山林関係の労働者が多くいましたが、今は数えるくらいになってきています。農業面でも温州みかんが多く栽培されていますが、昭和56年の異

常寒波により枯死し、大打撃を受けました。その危機を打破するため、農協の営農指導員の提案で、山で採れる葉っぱを料理のツマモノとして生産販売するビジネスが始まりました。高齢者の女性たちを主力にしたそのビジネスは「彩(いろどり)」というブランド名で上勝町を代表する産業に成長しただけでなく、パソコンやタブレット端末を高齢者が利用する新しいビジネスモデルとして世界中から注目されています。

また上勝町は、2020年を目標とした「ごみをゼロにする」「ゼロウェイスト宣言」を2003年に日本で最初に行った町でもあります。これまで17年間町民の方の協力で、リサイクル率は80%を超えるまでになりましたが、ごみゼロは達成できていません。残り20%については、我々消費者側では解決できないことも解決してきました。

そこで、2030年を目標にさらに挑戦すべく、昨年12月議会において、二度目のゼロウェイスト宣言を提案し、全会一致で採択され、新たな道筋を示しました。

ゼロウェイストの先駆者として未来の子どもたちが暮らす環境を自分の事として考え、行動できる人づくりに重点目標に掲げています。2020年4月完成のゼロウェイストセンターに訪れていたと、上勝町の45分別の取組、80%を超えるリサ

イクル率が一目でご覧になれます。日本の将来を担う若い世代の皆さんが、環境問題に向き合う関係者に接し、上勝町の取組を体感いただき、日常生活での環境意識の啓発になればと思います。

21世紀は「環境の世紀」と言われています。失った二度と取り戻せない環境を守るため、我々人類が解決しなければならぬ課題は多くあります。また、人口問題についても、国の社人研の人口予測(2040年743人)通りにならないよう、行政としてできる限りの手を尽くす必要があります。

上勝町には「いつきゅうと彩りの里・かみかつ」というキャッチフレーズがあります。その「いつきゅう」という言葉には、1Q、1級、1休等の意味が込められて、難問をトンチで考え解決したいつきゅう和尚さんからいただきました。

これからも課題・難問に対してひとつの疑問を感じ、それを解決していく。そうすれば結果は必ずついてくると信じて、職員と共に歩んでいきたいと思っています。

現在住んでいる人は住み続けたと思う町、町外の人には住んでみたいと思う町、持続可能な上勝町づくりに全力で取り組んでまいります。

# さまざまな「集いの場」を 演出いたします

東京でのイベントに最適な  
絶好のロケーションを誇る全国町村会館。  
かけがえのないひとときを、  
上質なサービスでおもてなしいたします。

県人会など同郷者の集い、  
同窓会、親睦会などの懇談会

観光PR、移住セミナー  
職員採用試験などの説明会

職員旅行・家族旅行

広さと設備が多彩な大ホールと、3つの  
会議室がございます。  
会議・研修、パーティーなどに幅広くご利用  
いただけます。



## 和・洋食のレストランも お気軽にご利用ください

全国町村会館には、  
会議室・宴会場のほかに、  
ふたつのレストランもございます。  
お気軽にお立ち寄りください。



レストラン「ペルラン」



和食処「さいかち」

客室のご案内	SINGLE ROOM シングル 119室	DOUBLE ROOM ダブル 12室	TWIN ROOM ツイン 18室

和室もございますのでお問い合わせください。  
※市町村職員共済組合等の宿泊助成券がご利用いただけます。



ご予約・お問い合わせ

**全国町村会館**  
**TEL.03(3581)0471**  
FAX.03(3581)0220  
〒100-0014 東京都千代田区永田町1丁目11番35号  
ホームページアドレス <https://www.zck.or.jp/kaikan>

- 全国町村会館へのアクセス
- ・有楽町線・半蔵門線・南北線「永田町駅」3番出口徒歩1分
  - ・丸の内線・銀座線「赤坂見附駅」徒歩8分
  - ・タクシー東京駅から約20分



# ハロウィン ジャンボ 5 億円

# ハロウィン ジャンボ 5 千万円

当せん  
の  
チャンス  
広がる

1等前後賞合わせて5億円  
1等3億円、前後賞各1億円

1等前後賞合わせて5,000万円  
1等3,000万円、前後賞各1,000万円

この宝くじの収益金は  
市町村の明るいまちづくりや  
環境対策、高齢化対策など  
地域住民の福祉向上の  
ために使われます。

2つのジャンボで  
欲張りハロウィン。

ネット購入は  
こちらから!



宝くじ公式サイト  
<https://www.takarakuji-official.jp/>

## 9月22日(水)

発売期間 9月22日(水)~10月22日(金) 抽せん日 10月29日(金)

同時  
発売

各1枚 300円

一般財団法人 全国市町村振興協会

2021年 新市町村振興宝くじ

